

# 個人情報保護についてのお知らせ

2016.9.1

当院は信頼の医療に向けて、患者さんに良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「患者さんの個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのため当院では、患者さんご本人以外の方が下記手続きをされる場合、**委任状**の提出が必要となります。

1. 診断書・各種証明書、診療情報提供書など、書類の受け取り。
2. レントゲンフィルム画像など診療情報の貸出しの受け取り。
3. 医師との面談、代理受診。
4. その他、当院が必要と認めた場合

## 委任状の提出が不要な場合

次の場合に限り、それが証明できる書類の提示があれば委任状の提出は必要ありません。

1. お亡くなりになられた方（患者さん）の法定相続人
2. 患者さんの法定代理人（未成年者の父母 等）
3. 患者さんの成年後見人
4. その他 ご遺族が、お亡くなりになられた方（患者さん）の診察券を持参し書類発行・面談の申込み・受け取りを希望される場合

手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、窓口までお気軽におたずねください。

三島共立病院